平成25年5月13日

会 社 名　　株式会社　滋 賀 銀 行
代表者名　　取締役頭取　大 道 良 夫
（コード番号　8366　東証・大証第１部）
問合せ先　　総合企画部長　北 川 正 義
（TEL.　　０７７－５２１－２２００）

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストックオプションの導入について

当行は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて、株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成25年6月25日開催予定の当行第126期定時株主総会に上程することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．役員退職慰労金制度の廃止について

役員退職慰労金制度を平成25年6月25日開催予定の定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。なお、当該定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役および監査役につきましては、当該定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、各役員の退任時に支払う予定です。取締役および監査役に対する退職慰労金の打ち切り支給については、当該定時株主総会に上程いたします。

２．株式報酬型ストックオプションの導入について

株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、中長期的な企業価値向上と株価上昇への貢献意欲をより高めるため、当行の取締役に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てることとし、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等についての議案を、平成25年6月25日開催予定の定時株主総会に上程いたします。

なお、当行の取締役に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は次のとおりです。

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当行普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の総数は、200千株を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の上限とする。各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とし、付与株式数が調整された場合には、取締役に交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に下記（2）の新株予約権の上限数

を乗じた数を上限とする。

付与株式数の調整は、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当行が、当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、決議日以降、当行が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

（２）新株予約権の総数

取締役に対して割り当てる新株予約権の総数 2,000 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の上限とする。

（３）新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受ける者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と新株予約権の払込債務を相殺するものとする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価格を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内の範囲で、取締役会において定める。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

（７）新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

（８）その他新株予約権の内容

上記（１）から（７）までの細目およびその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以　上